

國學院大學若木育成会学費等支援制度運用内規

(平成23年5月14日制定)

改正 平成24年5月19日

改正 平成27年5月16日

改正 令和元年5月18日

改正 令和3年4月17日

(目的)

第1条 本内規は、國學院大學若木育成会会員（以下、「本会会員」という。）の死亡により家計支持者を失い、経済事由により修学が困難となった学生に対し、学業継続のための学費等を支援するに当たっての制度運用上、必要な事項を定める。

(対象・条件等)

第2条 本制度による支援対象者は、父母又は保証人が本会会員であり、本学学生としてふさわしい人物で、学業継続の意思があるものの、家計支持者の死亡により家計の経済事情が急変したため、修学が困難となった者とする。

- 2 前項に関わらず、家計支持者が死亡した場合と同等の家計の急変により、修学が困難となった者の本制度への出願の可否については、会長がこれを決定することができる。
- 3 本制度により支援を受けることが決定した年度については、「國學院大學フレックス特別給付奨学金」の給付及び「休学者に対する授業料等免除」の適用を受けることができない。
- 4 出願は、一事由に対し3回を限度とする。

(基金及びその運用)

第3条 本制度維持のため、若木育成会会計に「若木育成会学費等支援基金」（以下、「本基金」という）を置く。

- 2 本制度による給費は、本基金からの繰り入れられた年度予算からの支出による。
- 3 前項に関わらず、支出の件数が大幅に増え、支出総額が当年度予算を超える事態に陥った場合には、若木育成会三役会の議を経て、本基金から必要な額を繰り入れることができる。
- 4 前項に関わらず、支出の件数が大幅に増え、支出総額が本基金を超える事態に陥った場合には、若木育成会三役会の議を経て、教育振興基金から必要な額を本基金に繰り入れることができる。

(給費額)

第4条 給費額は、1回の出願に対し年間学費相当額を限度とする。

(出願の時期と方法)

第5条 本制度の適用を希望する者は、次の書類を事由発生より原則6ヵ月以内に学生生活課を経由して若木育成会に提出しなければならない。

- (1) 本会所定の願書
- (2) 所得証明書
- (3) 死亡診断書
- (4) その他本会が必要と認めた書類

(選考)

第6条 前条により出願した者への支援の可否については、困窮度を鑑み、若木育成会会長、副会長、校友課長、学生事務部長及び学生生活課長による合議にて、決定する。

(給費方法等)

第7条 原則として、学費等支援の方法は「学費等納付金払込用紙」を若木育成会本部事務局に提出し、本部事務局から大学経理課へ、学費等相当額を払い込むこととする。

2 学費等の支援は、年度を超えることができる。

(改廃)

第8条 本内規の改廃は、若木育成会三役会の議を経て、総会の承認を要する。

附 則

本内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、令和3年4月1日から施行する。